

水戸市情報公開・個人情報保護審査会告示第1号

水戸市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年水戸市条例第45号）第14条の規定に基づき、令和2年8月20日付け情個審答申第1号に係る答申の内容を公表する。

令和2年9月3日

水戸市情報公開・個人情報保護審査会
会長 古屋 等

答申の内容の公表

1 審査会の結論

令和元年10月31日18時に開催した説明会に係る会議録の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、同日に開催した東前第二土地区画整理事業に関する説明会に係る会議録（以下「本件開示文書」という。）の一部を個人に関する情報として不開示とした部分開示決定は、妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 審査請求人は、水戸市長（以下「実施機関」という。）に対し、令和元年11月5日付けで本件開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として本件開示文書を特定し、令和元年11月18日付けで、水戸市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号に該当する部分を不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）をし、同日付けで審査請求人に部分開示決定通知書を送付した。
- (3) 令和元年12月24日付けで、審査請求人が本件処分に対する審査請求書を提出した。
- (4) 実施機関は、令和2年3月12日付けで弁明書を作成し、同日付けで審査請求人に送付した。
- (5) 審査請求人は、令和2年3月25日付けで反論書を提出した。
- (6) 実施機関は、令和2年4月16日に本審査会に諮問した。

3 審査請求人の主張

- (1) 趣旨 会議録4ページの41行目及び42行目、5ページの3行目から5行目まで及び20行目並びに7ページの6行目の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求める。
- (2) 理由 審査請求人の主張は、審査請求書、反論書及び意見陳述において述べられた内容によると、おおむね次のとおりである。

ア 本件不開示部分に係る発言内容は、区画整理前に何の協議もなく、敷地前の生活道路の形状が変更されたことについて述べているものである。これは、氏名や住所などの本当に個人的な情報ではなく、道路に関する情報だけであるから、開示することによって個人の権利又は利益を害するおそれがあるものではないため、開示すべきである。

実施機関は、特定の個人が識別される情報及び特定の個人を識別できない情報であっても、特定の個人の権利利益が害されるおそれがある情報は開示しないと主張する。しかし、条例の趣旨は、その情報により単に個人が特定されるかどうかではなく、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるかどうかを問題にしているものと解釈される。実施機関の、プライバシー

一を侵害するおそれを想定しがたい場合であっても個人を識別できる情報は不開示情報に該当するとの主張は、理解できない。

イ 道路の形状変更により財産権が不当に侵害されているため、本件不開示部分は、財産権の保護のためにも公にすることが必要である。

実施機関は、本件不開示部分については、道路の場所及び形状に関する情報が記載されているのみであるから、開示したとしても個人が特定されるだけであって、財産権を保護する情報には当たらないと主張するが、まさに道路の場所及び形状が財産権の保護の対象となる情報であり、条例第7条第2号イの規定による、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報である。

ウ 道路の形状を変更することについて説明がないこと、東前第二土地区画整理審議会の資料に私の家屋が入っていないこと等の問題について何度も説明を求めたが、平成25年に会議が開催されて以来何の説明もなかったためにこの会議で話をしたものであるが、その会議の内容の必要なところが全て個人情報として不開示とされている。これは、とても個人情報だけの問題ではないと考える。

実施機関は、審査請求人のその余の主張については、事業の内容等についての主張であって本件処分に関するものではないと主張するが、この事業の内容そのものが私の財産を侵害しているものである。

エ 会議の席上、他の出席者から、市の方でやることは間違いがないので裁判でもやったらどうだという発言があったが、市はそのような発言を制止もせずにそのままにしていた。そのような会議の仕方は、問題があると考ええる。

4 実施機関の主張

(1) 審査請求人は、審査請求書において、本件不開示部分について、説明会での発言は、場所を特定してなされているものであり、開示することによって個人の権利又は利益を害するおそれがあるものではないと主張し、本件不開示部分の開示を求めている。

条例第7条第2号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、特定の個人が識別される情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）については、開示しない旨を定めている。

本件不開示部分には、道路の場所及び形状に関する情報が記載されており、当該情報が開示されることにより、その内容から特定の居宅が特定され、ひいては当該場所に係る発言をした特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号の規定による不開示情報に該当すると判断したものである。

また、本件開示文書に係る説明会は、水戸市東前第二土地区画整理事業（以下「本件土地区画整理事業」という。）についての東前地区の住民への説明のために開催されたものであり、説明会の対象者は限定的なものである。説明会に出席していれば、本件不開示部分に係る道路の形状及び場所並びにその発言者の特定は可能であるが、これらの情報は一般不特定の者に知られることを予定したものではないため、説明会中において場所が特定されていることをもって開示することはできない。

なお、条例第7条第2号は、前述のとおり、特定の個人を識別できる情報について不開示とする旨を定めているものであり、本人からの自己情報の開示請求のように現実にはプライバシーを侵害するおそれを想定しがたい場合であっても、当該特定の個人を識別できる情報が不開示情報に該当することには変わりはない。したがって、審査請求人が説明会に出席し、説明会における発言内容を知っていたとしても、本件不開示部分の開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

(2) また、審査請求人は、道路の廃止により財産権を侵害されていると主張し、条例第7条第2号イに基づき本件不開示部分の開示を求めている。

条例第7条第2号イの規定は、同号本文に該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、開示しなければならない旨を定めているものである。本件不開示部分には、道路の場所及び形状に関する情報が記載されているのみであるから、開示したとしても本件不開示部分に係る個人が特定されるだけであって、当該情報は、財産権を保護する情報には当たらない。よって、本件不開示部分は条例第7条第2号イには該当せず、不開示情報と判断したものである。

(3) 審査請求人のその余の主張については、事業の内容等についての主張であって本件処分に関するものではない。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法不当な点はないので、本件審査請求には理由がないから棄却すべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

実施機関は、本件不開示部分について、発言者が分かる情報が記載されており、条例第7条第2号に該当し、不開示情報に当たるとして、本件開示文書の一部を不開示としたものである。

ア 条例第7条第2号本文該当性

実施機関が本件開示文書中発言者が分かる情報として第7条第2号に該当する不開示情報であるとした情報は、特定の道路の場所及び形状に関する情報（以下「道路位置情報等」という。）である。実施機関は、当該道路位置情報等が開示されることにより、その内容から特定の居宅が特定され、ひいては当該場所に係る発言をした特定の個人を識別することができるとして、同号に該当する不開示情報と判断したものである。

この点について、審査請求人は、条例第7条第2号の趣旨は、その情報により単に個人が特定されるかどうかではなく、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるかどうかを問題にしていると主張する。

個人に関する情報の不開示の範囲については、通常個人が他人に知られたくない私的な事実などプライバシーという概念で画するプライバシー情報型と、特定の個人を識別することができる情報とする個人識別型とがあるところ、プライバシー情報型は、不開示の範囲が必要以上に広がらないようにすることはできるが、プライバシーの概念が必ずしも明確ではなく、個人の価値観によりその範囲が分かれることから、制度の安定的運用が困難である。そこで、条例においては、個人に関する情報の不開示の範囲については、個人識別型を採用している。ただし、個人識別型は、不開示の範囲が広くなり過ぎるという問題があるため、法令等の規定などにより公にされ、

又は公にすることが予定されている情報、人の生命、健康を保護するため開示することが公益上優先する情報及び公務員の職務の遂行に関する情報を例外的に開示する規定を設けることによって、不開示の範囲を限定している。(条例第7条第2号ただし書)

本件処分で不開示とされた道路位置情報等は、実施機関の説明及び本件区画整理事業に係る事業区域図等によれば、その地域内において該当する箇所が限定され、特定の個人を識別することができる情報であることが認められる。そのため、実施機関が当該道路位置情報等を、条例第7条第2号本文に該当すると判断したことは妥当である。

イ 条例第7条第2号イ該当性

審査請求人は、自己の財産権が侵害されているため、条例第7条第2号イに該当するから同号ただし書に基づき本件不開示部分を開示すべきであると主張する。

同号イは、いわゆる公益開示として、個人の情報等であっても、公益上の必要性が優先されれば公開すべきであることを規定したものである。本件道路位置情報等は、単に道路の場所及び形状に関する情報であって、この情報を公開しないことをもって権利利益が侵害されるおそれがあるものではなく、財産権の保護その他の公益的な観点から開示することによって得られる利益があるとも認められない。よって、本件道路位置情報等は、条例第7条第2号イには該当しない。

ウ 以上のとおり、本件不開示部分は、条例第7条第2号本文に該当し、かつ、同号イに該当しないことから、実施機関が不開示情報と判断したことは、妥当である。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、本審査会の上記判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

(3) 本件不開示部分以外の不開示部分の不開示情報該当性について

本件処分における本件不開示部分以外の不開示部分には、個人の氏名及び住所が記載されている。当該情報は個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号に該当する不開示情報であり、当該情報を不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

なお、審査請求人は、当該本件不開示部分以外の不開示部分については、審査請求の対象としていない。

(4) 結論

以上のとおり、本審査会は、本件処分において実施機関が不開示とした部分は条例第7条第2号に該当すると認められるから、本件処分は妥当であると判断する。